

障がい者福祉だより

■今月は特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当について紹介します。

☆特別障害者手当

精神又は身体に著しく重度の障がい有するため、日常生活で常に特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方に手当を支給します。

手当額	月額 26,810円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分までを支給します。
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

☆障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい有するため、日常生活で常に介護を必要とする状態にある住宅の20歳未満の方に手当を支給します。

手当額	月額 14,580円
支払時期	原則として毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれ前月分までを支給します。
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。

☆特別児童扶養手当

精神又は身体に障がい有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母、又は父母にかわって養育している方に手当を支給します。

対象者	20歳未満で精神又は身体に障がい有する児童を家庭で監護、養育している父母等
手当額	月額(1級) 51,450円 月額(2級) 34,270円
支払時期	原則として毎年4月、8月はそれぞれ前月分まで、11月は当月分までを支給します。
その他	・所得による支給制限があります。 ・障がいの状態は、原則として専用の診断書による審査となります。 ・各種手帳の対象とならない障がいも、手当ての対象となる場合があります。

申請及び問合せ先

福祉課 ☎ 72-1229
清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

わたしたちの人権

161

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です

山都町同和教育推進協議会総会及び研修会

6月27日(水) 山都町中 尾児童館において山都町同 和教育推進協議会総会及び 研修会が開催されました。



研修会の様子

一昨年に制定された「部落差別解消推進法」や「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例」の理念に則り、部落差別をはじめ、高齢者、障がい者、子ども等に対する差別の解決に向けて、各委員会及び会員が連携し、教育・啓発に取り組んで行くことを確認しました。

総会終了後、長年、進路・職業・雇用の相談にあたり、お招きし、「人権意識の啓発と人権尊重」を演題とした研修会を開催しました。講演では、人権問題の様々な課題や部落差別について、またセクハラやパワハラなどの事案についてこれまで職務の中で関わってきた経験談を交えながら語っていただきました。特に部落差別については「人が作った差別。人の力で解消できないはずはない。情熱と明るい展望を持ってあたるべき。」と参加者に強く訴えかけられました。

◆教科書無償運動
1962(昭和37)年、学校の教職員と学習会をもっていた被差別部落の母親たちは、憲法(第26条)の「義務教育は、これを無償とする」を学び、教職員や地域の民主団体や部落外の人々にも働きかけ、「長浜・教科書をタダにする会」を結成。集会を開き、署名活動に取り組み、多くの団体にも働きかけました。高知市議会も、内閣総理大臣や文部大臣あてに「意見書」を提出しました。交渉を重ねていく中で、高知市教育委員会は、新学期から教科書を無償とすることを約束しました。この間、二度にわたり国会でも取り上げられ、1963(昭和38)年

「同和」問題の解決のために
「解放をめざす人々の
これまでの取り組み」

文部省は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を制定しました。1964(昭和39)年から順次枠を広げられ、ついに1969(昭和44)年全国の小・中学校で教科書無償となったのです。(熊本県同和教育研究協議会発行「21世紀 人権の世紀を担うあなたに」より抜粋)

